

四万十町地域防災計画

【一般対策編】

令和5年3月

四万十町防災会議

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第42条の規定に基づき、本町の地域にかかる防災に関し、次の事項を定めて、地域住民の生命、身体及び財産を災害から護り、町土の保全と住民の生活の安定確保を図ることを目的とする。

- (1) 県、町並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること。
- (3) 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること。
- (4) 災害復旧に関すること。
- (5) その他災害に関して必要なこと。

2 計画の構成

本計画は、「一般対策編」、「地震・津波対策編」、「火災及び事故災害対策編」及び「資料編」で構成する。なお、「一般対策編」は、次に掲げる構成とし、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、四万十町地域防災計画における基本的な計画とする。

- 第1部 総則
- 第2部 災害予防計画
- 第3部 災害応急対策計画
- 第4部 災害復旧・復興計画

3 重点を置くべき事項

(1) 減災への活動

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害への備えに努める。

(2) 防災への住民参画

地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(3) 災害に強い社会づくり

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

(4) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。

4 計画の効果的な推進

防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- (1) 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

5 四万十町地域防災計画の作成又は修正

四万十町防災会議は、四万十町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、本町の地域の自然的、社会的条件等を踏まえたうえで、高知県地域防災計画との抵触等が生じないよう整合性を図る必要がある。

6 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民…町の地域に住所を有する者及び他市町村から町の地域に通学・通勤する者（災害時に町の地域に滞在する者等も含む。）をいう。
- (2) 要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者をいう。
- (3) 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援が必要な者をいう。
- (4) 防災関係機関…国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- (5) 関係機関…防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- (6) 自衛隊…陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
- (7) ライフライン…電力、通信、上下水道、交通（道路）及びLPGガスの事業をいう。
- (8) 避難場所（指定緊急避難場所）…町が指定する、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所をいう。
- (9) 避難所（指定避難所）…町が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいう。
- (10) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

○四十町防災会議委員一覧

令和5年3月現在

No.	役職	防災関係機関名・職名	第3条第5項該当号	備考欄
1	会長	四十町長	一	
2	委員	四十町 副町長	9号	
3	委員	四十町 教育長	5号	
4	委員	四十消防団 団長	6号	
5	委員	四十消防団 窪川方面隊 隊長	6号	
6	委員	四十消防団 大正方面隊 隊長	6号	
7	委員	四十消防団 十和方面隊 隊長	6号	
8	委員	四十清流消防署 署長	6号	
9	委員	四十清流消防署 西分署 分署長	6号	
10	委員	高知県須崎土木事務所 四十町事務所 所長	2号	
11	委員	高知県須崎福祉保健所 総括次長	2号	
12	委員	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策推進須崎地域本部 本部長	2号	
13	委員	窪川警察署 警備課長	3号	
14	委員	窪川郵便局 局長	7号	
15	委員	高知県建設業協会高幡支部 支部長	7号	
16	委員	(株)四十交通 代表取締役	7号	
17	委員	四国電力送配電㈱中村支社 窪川サービスセンター 所長	7号	
18	委員	四十町商工会 会長	7号	
19	委員	高知県農業協同組合 高西地区 統括常務	7号	
20	委員	(社福)しまんと町社会福祉協議会 大正支所 地域福祉係長	7号	
21	委員	高知県漁業協同組合 志和支所 支所長	7号	
22	委員	(一社)高知県LPガス協会 理事	7号	
23	委員	公益財団法人四十公社 専務理事	7号	
24	委員	四十町区長連絡会 会長	8号	
25	委員	四十町自主防災組織連絡協議会 窪川支部 会長	8号	
26	委員	四十町自主防災組織連絡協議会 大正支部 会長	8号	
27	委員	四十町自主防災組織連絡協議会 十和支部 会長	8号	
28	委員	四十町連合婦人会 会長	8号	
29	委員	四十町障害者連盟 副会長	8号	
30	委員	四十町民生委員児童委員連絡協議会 会長	8号	
	事務局	危機管理課長		
	事務局	危機管理課職員		
	事務局	建設課長		
	事務局	環境水道課長		
	事務局	健康福祉課長		
	事務局	教育次長		
	事務局	大正地域振興局 局長兼地域振興課長		
	事務局	大正地域振興局 地域振興課担当職員		
	事務局	十和地域振興局 局長兼地域振興課長		
	事務局	十和地域振興局 地域振興課担当職員		